

府中市建設工事最低制限価格事務取扱要領

平成23年 4月1日制定
平成23年12月1日一部改正
平成24年 3月1日一部改正
平成26年 4月1日一部改正
平成27年 4月1日一部改正
平成28年 4月1日一部改正
平成29年 4月1日一部改正
平成30年 4月1日一部改正
平成31年10月1日一部改正
令和 2年 4月1日一部改正
令和 5年 4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、府中市建設工事執行規則（平成11年府中市規則第12号）第9条に規定する最低制限価格の設定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 最低制限価格は、原則として、請負対象設計金額が、1,000万円未満の建設工事について設定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる建設工事については、最低制限価格を設定しないものとする。

(1) 随意契約による工事

(2) その他市長が特に認める工事

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、「別表 工事費内訳の区分」のそれぞれの工事区分に掲げる工事の種類に基つき、予定価格算出の基礎となった設計金額を当てはめて算出した各工事費目の金額に、次の各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合計額（当該金額に1万円未満の端数がある場合は、切り上げる。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該工事の予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該工事の予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、当該工事の予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、最低制限価格を、当該工事の予定価格に100分の75から100分の92までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額（当該金額に1万円未満の端数がある場合は、切り上げる。）に100分の110を乗じて得た額とすることができる。

3 前2項により最低制限価格を設定したときは、予定価格調書（様式第1号）に記入するものとする。

（入札参加者への周知）

第4条 契約担当課長は、入札条件等に、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定によって落札者を決定する旨（最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格を設けて最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする旨）を記載して、入札参加者に周知するものとする。

2 契約担当課長は、入札参加者に示す入札条件に前項及び最低制限価格がもうけられている旨を記載して、入札参加者へ周知するものとする。

（入札の執行）

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者がある場合は、直ちにその者を失格とし、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。

2 最低制限価格を下回る価格の入札をした者の再度の入札への参加は認めない。

（最低制限価格の公表）

第6条 最低制限価格は、開札後公表するものとする。ただし、入札が不調に終わり、落札者が決定しなかった場合には、公表しないものとする。

（委任）

第7条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

別表 工事費内訳の区分（土木工事）

工事の種類	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
鋼橋製作	直接工事費	共通仮設費 + 間接労務費	現場管理費 + 工場管理費	一般管理費等
電気 (一般工事)	直接工事費 + 直接製作費 (機器単体費×0.6)	共通仮設費 + 間接労務費 (機器単体費×0.1)	現場管理費 + 工場管理費 (機器単体費×0.2) + 機器間接費	一般管理費等 + 機器単体費×0.1
電気 (鉄塔・反射板工事)	架設工事原価の直接工事費 + 工場塗装費 + 鉄塔製作費×0.6	共通仮設費 + 間接労務費 (鉄塔製作費×0.3)	現場管理費 + 工場管理費 (鉄塔製作費×0.1)	一般管理費等
機械設備	直接工事費 + 直接製作費	共通仮設費 + 間接労務費	現場管理費 + 工場管理費 + 掘付間接費 + 設計技術費	一般管理費等

備考) 用語の定義：広島県土木工事標準積算基準書等による

別表 工事費内訳の区分（建築工事）

工事の種類	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	
建築	注1)	直接工事費×0.85	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費×0.15	一般管理費等
	注2)	直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費×0.2	一般管理費等
解体工事（単独）	直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費×0.2	一般管理費等	

注1) 建築機械設備、建築電気設備を含む

注2) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事

備考) 用語の定義：公共建築工事積算基準による

別表 工事費内訳の区分（下水道工事）

工事の種類	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
下水道電気設備 下水道機械設備	直接工事費 + 機器費×0.6	共通仮設費 + 機器費×0.1	現場管理費 + 掘付間接費 + 設計技術費 + 機器費×0.2	一般管理費等 + 機器費×0.1

備考) 用語の定義：下水道用設計標準歩掛表による

別表 工事費内訳の区分（水道工事）

工事の種類	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
土木工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
電気設備工事※ 機械設備工事※	直接工事費 + 機器費×0.6	共通仮設費 + 機器費×0.1	現場管理費 + 掘付間接費 + 設計技術費 + 機器費×0.2	一般管理費等 + 機器費×0.1

備考) 厚生労働省水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表による

(※印の工事は、下水道用設計標準歩掛表による)

